

別表(一) 年令階級別補給限度額

年令階級	新限度額	舊限度額	引上額	別補給限度額	
				階級	家族
滿十八歲未滿	五十円	四十円	十円	〇人	一人
滿十八歲以上	六十円	五十円	十五円	〇人	一人
滿二十歲未滿	六十円	五十円	十五円	〇人	一人
滿二十歲以上	八十円	七十円	十円	〇人	一人
滿二十五歲未滿	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿二十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿三十歲未滿	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿三十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿三十五歲未滿	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿三十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿四十歲未滿	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿四十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	一人

別表(二) 年令階級及扶養家族數

地域	世帶員數	扶養家族數				
		一人	二人	三人	四人	五人
六大都市	現行 七〇	一八	一四	一七	一七	一六
現行 九〇	一五	一八	二二	二六	二二	二六
改正 六〇	一〇	一六	一四	一四	一六	一八
現行 七五	一七	一八	一六	一七	一七	一八
改正 五五	一三	一六	一三	一七	一四	一六
現行 七〇	一八	一四	一八	一七	一六	一六
改正 五〇	一四	一五	一四	一四	一四	一五
現行 六五	一〇	一三	一六	一六	一六	一六
改正 四八	〇九	一〇	一三	一四	一四	一四
現行 八〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
改正 六〇	〇八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
現行 四三	〇七	〇九	一〇	一〇	一〇	一〇
改正 五〇	〇八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

引揚民事務所の設置

大東亞戰爭の終結に伴ひ、外地及外國より内地に引揚を爲す者及び内地より朝鮮又は臺灣に引揚を爲す者に對する應急保護の事務に當らしむる爲め、政府は關係府縣に引揚民事務所を設置せしむることとし、昭和二十年九月二十日其の要領を左の如く制定した。

引揚民事務所設置に關する件

一、方針

大東亞戰爭の終結に伴ひ本州・九州・四國・及北海道(以下内地と稱す)以外の地域より内地に引揚を爲す者及内地より朝鮮又は臺灣に引揚を爲す者に對する應急保護の實施に當らしむる爲關係府縣に引揚民事務所を設置せしむるものとす

二、要領

- (一) 引揚民事務所(以下事務所と稱す)は門司、下關其の他厚生大臣及事務大臣の指定する地に設置し其の他の地には必要に應じ事務所の出張所を設けしむるものとす。
- (二) 事務所は所在地所管の地方長官の管理に屬し左に掲ぐる事項を掌るものとす
- (三) 引揚民の接待、誘導其の他輔導保護に關する事項
- (四) 食糧其の他生活必需物資の供與に關する事項
- (五) 應急醫療及助産に關する事項
- (六) 宿舍の斡旋及提供其の他施設の設置に關する事項
- (七) 輸送の連絡調整、荷物の保管其の他輸送

に關する事項

(六) 其の他引揚民の應急保護に必要な事項

(三) 事務所に事務所長及所員若干名を置き當該府縣及關係各廳職員を以て之に充つるものとし之が爲必要に應じ府縣職員の増配置を爲すものとす

(四) 内務省、外務省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、地方總監府、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳其の他關係各廳及恩賜財團戰災接護會、財團法人中央興生會其の他の關係團體は事務連絡の爲其の職員を事務所に派遣し、事務所の運営に積極的に協力するものとす

(五) 本事務所の設置に要する經費に付ては國庫に於て特別の措置を講ずるものとす

戰災孤兒等の保護對策

戰災に因り孤兒となつた者は全國を通じて少からぬ數に上ると認められるが、政府は此等に對して適當なる保護育成の途を講ずることとし、昭和二十年九月二十日之に關する對策要綱を左の如く決定した

戰災孤兒等保護對策要綱

大東亞戰爭の災禍に因り孤兒増加せる現況に鑑み國家に於て左の如く措置し之に必要な保護育成の方途を講ずるものとす

一、保護の對象

(一) 保護育成の對象は主として今次戰爭下戰災に因り父母其の他の適當なる保護者を失ひたる乳幼児、學童及青少年(以下孤兒と稱す)とす

(二) 保護は孤兒の特性、能力に従ひ孤兒が獨立の生計を營む迄之を行ふものとす

二、保護の内容

(一) 保護は地方長官をして之を行はしむるものとす

地方長官は市町村長をして其の事務の補助に當らしむるものとし關係市町村毎に必要な應じ児童保護委員會(假稱)を設けしめ孤兒の保護に關する各種事務の處理に當らしむるものとす。児童保護委員會に付て必要な事項は別に之を定む

(二) 保護は左の方法に依り之を行ふものとす

(イ) 個人家庭への保護委託

(ロ) 養子縁組の斡旋

(ハ) 集團保護

(三) 個人家庭への保護委託

個人家庭への保護委託は孤兒に對する理解と保護育成に熱意を有する宗教家、教育者其の他善良なる家庭を選定し之を爲すものとす

個人家庭へ受託されたる者に對しては受託家庭は家族の一員として家庭的雰囲気の中に育成せしむるものとす

(四) 養子縁組

養子縁組は孤兒の保護育成に熱意と能力を有する適當なる家庭に付之が斡旋を爲すものとす

(五) 集團保護

孤兒の集團保護は適當なる施設に收容して之を爲すものとす

前項の施設は政府に於て直接之を設くるの外公共團體、恩賜財團戰災接護會等をして之を設置せしむるものとす

其の環境の裡に特に精神的訓化を重點たらしむるものとす

(六) 養子縁組又は保護委託をなしたる孤兒については養家又は委託先と常に緊密なる連絡を保持し其の保護育成に遺憾なきを期せしむるものとす

三、教育

孤兒に對する中等學校以上の教育に付ては保護の方法の如何を問はず各種育英機關に依り之が學費の補給をなし夫々の能力に應じ修學鍊成の機會を與ふるものとす

四、保護の手續

孤兒にして保護を要する者ある場合は總て之を知得したる者より其の居住地市町村長に届出しむるものとす

市町村長右の届出ありたるときは必要に應じ児童保護委員會に於て當該孤兒に付必要な保護の措置を講ずるものとす

孤兒の保護に關する事項は児童保護委員會又は市町村に於て之を處理するものとす

五、關係團體の協力態勢の強化

本要綱の實施に當りては各種接護團體、教育團體及宗教團體をして全面的協力をなさしむるものとす

六、經費

本要綱實施に要する經費は政府に於て特別の措置を講ずるものとす

終戰時の在外同胞數